

社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会
マスコットキャラクター「ふくちゃん・きたちゃん」デザイン使用規程

(趣旨)

第1条

この規程は、北区社会福祉協議会 マスコットキャラクター「ふくちゃん・きたちゃん」(以下「キャラクター」という)のデザインが、名古屋市北区社会福祉協議会の地域福祉活動およびPRに寄与するという趣旨により適正に使用されるよう、使用にあたっての取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において用いられる用語の定義は次の通りとする。

(1) 商品

販売を目的として製造した商品及びこれに準ずるものをいう。

(2) 景品

商品等の販売促進やイベント等の参加者への配布を目的とした製品及びこれに準ずるものをいう。

(3) 広告等

商品の事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

(使用の手続)

第3条

キャラクターデザインを使用しようとする者は、あらかじめマスコットキャラクター「ふくちゃん・きたちゃん」デザイン使用申込書(第1号様式)を北区社会福祉協議会に提出するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 国または地方公共団体が使用する場合

(2) 学校等が教育の目的で使用する場合

(3) 名古屋市北区内の町内会・自治会およびこれに準ずるその他の地域団体が使用する場合

(4) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(5) 報道関係機関以外(機関紙や地域広報誌など)で、事務局がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合

(6) 本条に基づき、承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合

(7) その他、事務局が別に定める場合

(使用承認基準)

第4条 事務局は、前条に規程する使用申込書を受理した場合は、その内容を審査する。その結果、使用を承認する場合は、承認番号を付して、北区社会福祉協議会マスコットキャラクター「ふくちゃん・きたちゃん」デザイン使用承認通知書(第2号様式)を交付するものとする。なお、事務局は使用承認にあたり必要な条件を付することができる。

2 キャラクターデザインの使用が次の各号のいずれかに該当するという場合は、事務局はこれを承認しないものとする。

- (1) 北区社会福祉協議会のPR等という趣旨に反する恐れのあるもの
- (2) 北区社会福祉協議会の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになる恐れのある場合
- (3) 法令や公序良俗に反する恐れのある場合
- (4) 特定の個人、企業、政党また宗教団体等を支援し、または公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのある場合
- (5) 使用者が、名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規程する暴力団員(以下「暴力団員」という)に該当する場合または同条例第2条第1号に規程する暴力団と密接な関係を有する場合
- (6) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (7) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用承認後の手続き)

第5条

使用承認を受けたもの(以下「使用者」という)は、その商品の販売、景品の配布、広告の掲載等キャラクターデザインを使用した完成品を公にする前に、商品の完成品を事務局に提出しなければならない。ただし、物品の性質上の理由などにより、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に替えることができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、事務局の指示するデザインガイドラインに従うこと。
- (2) 使用承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (3) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことのないよう適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (4) JAS法、景品表示法または食品衛生法その他各種法令を遵守すること。

- (5) キャラクターデザインの使用に際し、その表情、様態等の一部であっても、変更して使用することはできない。ただし、事務局が適当と認めた場合は、この限りでない。
- (6) 当該使用に係る物件の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。なお、当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、北区社会福祉協議会は一切の責任を負わない。

(使用承認の取消)

第7条 事務局はキャラクターデザインの使用が使用承認基準および承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、または使用承認を取り消すことができる。

事務局は、前項の規程により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る物件の使用停止および回収を求める等、適切な措置をとることができる。

事務局は、承認を得ずにキャラクターデザインを使用している者または使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止および回収を求める等適切な措置をとることができる。

取消等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。

(使用料等)

第8条 使用者のキャラクターデザインの使用料は無償とする。

(損失補償等の責任)

第9条 北区社会福祉協議会は、キャラクターデザインの使用にかかる損害賠償および損失補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの他、キャラクターデザインの取扱いについて必要な事項は、事務局が別に定める。

(附則)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。